

新型コロナウイルス感染症

岩手緊急事態宣言

(改訂)令和4年2月1日

岩手県

岩手緊急事態宣言

期間

発出

令和4年1月23日

解除

県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて、以下のような場合に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 県内の**直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が、10人を下回った**場合。
- ・ 新規感染者数の**減少傾向が2週間程度継続**した場合。

区域

岩手県全域

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(1) 外出に係る留意事項

混雑した場所や**感染リスクの高い場所**への**外出の自粛**をお願いします。

(2) 感染が拡大している地域との往来

緊急事態措置区域及び**まん延防止等重点措置区域**への**不要不急の移動**※は、**極力控える**ようお願いします。

※不要不急の移動に該当しない例

- ・ 必要な職場への出勤（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務等）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動、入学試験

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、**感染が拡大している地域**との往来は、改めてその必要性を十分に検討し、**慎重な判断**をお願いします。

移動先の感染状況や、**都道府県の要請内容を確認し、慎重な行動**をお願いします。

まん延防止等重点措置区域

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上の地域※

全都道府県

※1月23日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開しています。

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(3) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における**基本的な感染対策の再徹底**をお願いします。

職場の同僚や友人など**親しい間柄であっても、感染対策の徹底**をお願いします。

特にも重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

- ・ 飛沫防止効果の高い**不織布マスク等を正しい方法で着用**する。
- ・ こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ **近距離での会話や大声での発声等を避ける。**

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年12月版）」（厚生労働省）

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(3) 基本的な感染対策の再徹底

- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 毎日の健康確認。 **体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診**する。
- ・ **密閉・密集・密接の重なる三密の場面**だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの**要素を伴う会合等を回避**する。
- ・ 会食は**短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用**する。
- ・ 感染対策が整っている「**いわて飲食店安心認証**」 **店の利用を推奨**します。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続※する。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(4) PCR等の無料検査の活用

感染リスクが高い環境にある方など、**感染不安を感じる無症状の県民の方はPCR検査等を受けて**いただくようお願いいたします。

(想定例)

- ・ **感染が拡大している地域を往来した方。**
- ・ 感染が拡大している地域の方と、長い時間飲食などを共にしたことなどにより**感染不安を抱える方。**
- ・ 仕事などで感染が拡大している地域の方との**接触の機会が多い環境にある方。**

事業所・飲食店へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・ 従業員の健康状態を記録する。
- ・ **発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診**する。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて**会話時のマスク着用を徹底**する。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、**密が生じないような過ごし方を徹底**する。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とにならないよう注意する。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、**人との接触を低減**する。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- ・ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民生活および県民経済安定のため、**業務継続計画の点検**を行い、事業の継続を図る。

事業所・飲食店へのお願い

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、**業種別ガイドラインの遵守を徹底**する。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・ 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- ・ **「いわて飲食店安心認証」の取得**に取り組む。

学校へのお願い

(3) 学校へのお願い

(県立学校)

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する**衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底**する。
- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし、進学や就職に関するものを除く。）については、**外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底**する。
- ・ **学校行事**を実施する場合は、原則として、**校内限りでの開催**とする。ただし、**卒業式については、各学校において参加者を限定することで保護者等の出席を可とする**。その際、可能な限り時間短縮をして行う。
- ・ 感染が拡大している地域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、**時差通学等の対応を検討**する。
- ・ **部活動は「平日のみ」、活動時間は「2時間以内」とし、他校との練習試合等については「原則禁止」とする**。ただし、直近（1か月程度）に公式大会（高体連・高文連・高野連等が主催する全国大会等）を控えている部活動については、この限りではないが、必要性を十分に検討した上で、最小限の範囲での活動とする。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応する。

医療機関へのお願い

(4) 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方に対して**積極的な検査を実施**する。

県施設、県主催イベントの取組

- 博物館、美術館や運動施設など、**県施設**については、入場整理等により混雑を避けるといった**感染防止対策を徹底しながら運営**する。
- 特にも**屋内運動施設**では、利用者に対し、**大声での発声を避ける**こと、更衣室等における人と人との**十分な間隔を確保**すること、スポーツを行っていない際や会話をする際の**マスク着用**を働きかけることなど、**各施設の用途に応じた感染対策を徹底**する。
- **県主催イベント**の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、**感染防止対策を徹底しながら実施**する。

思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する**差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません**。相手を思いやる気持ちを持ち、**冷静に行動**しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、**感謝と思いやりの気持ちをもって応援**してくださるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、**接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いよう**お願いいたします。